

民間資金等活用事業推進委員会 第25回計画部会

説明資料

令和3年2月2日



ひと、暮らし、
みらいのために

厚生労働省 医薬・生活衛生局

「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」の進捗状況

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版)に掲げる具体的取組	令和3年1月末までの取組
<p>市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等(広域化)の推進のため、総務省と厚生労働省が連携し、各都道府県における令和4年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を推進するとともに、先進事例の紹介等を通じ、地方公共団体の取組の支援を行う。</p>	<p>総務省及び厚生労働省で連携し、「水道広域化推進プラン」の策定を支援するため、マニュアルを策定・周知するとともに、令和2年度9月時点の策定状況や多様な広域化に向けた留意事項等を周知した。</p> <p>また、改正水道法の説明会や公営企業担当者向けの説明会を実施し、広域化の推進のため、先進事例を紹介するなど、地方公共団体の取組への支援を行った。</p>
<p>水道事業にコンセッション事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業等の民間活用を強力に後押しする。</p>	<p>厚生労働省が主催する「水道分野における官民連携推進協議会」等において、コンセッション事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例等、先行的に取り組んでいる事例を紹介することなどにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を促進した(令和2年度、官民連携推進協議会は計3回、地域懇談会は計2回実施予定)。</p>

「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」の進捗状況

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版)に掲げる具体的取組	令和3年1月末までの取組
<p>平成26年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の6件を達成した。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は2件であるため、引き続き重点分野とし、令和元年10月1日から施行された改正水道法に基づき、新たな許可制度を適切に運用し、事業の安定性、安全性、持続性を確保するとともに、先導的に取り組む地方公共団体に対する支援を行うことにより、コンセッション事業の着実な導入促進を図る。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討(運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む)が令和3年度末までに少なくとも30件行われるよう促す。</p>	<p>令和元年10月1日の改正水道法の施行に合わせ、水道施設運営権の設定に係る厚生労働大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を発出するとともに、コンセッション方式を導入するにあたり、地方公共団体が事前に検討すべき事項及び事業を導入・実施する際の手順等を実務的に解説する「水道事業における官民連携に関する手引き」を改訂した。</p> <p>また、宮城県・大阪市など先導的に取り組む地方公共団体に対して技術的助言や意見交換を行っており、宮城県・大阪市においては、令和4年4月の事業開始に向けて民間事業者の公募・選定を行っているところ。</p> <p>また、地方公共団体における今後の経営のあり方の検討(運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む)のための支援を21件行った。</p>
<p>PPP/PFIの導入検討を一部要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、集落排水)について、着実に運用を実施する。また、一部要件化する事業分野の拡大に向けて検討を行う。</p>	<p>水道施設整備費補助金等の採択要件としている事業評価において、PPP/PFIの導入も含めた代替立案の可能性を検討するよう、考え方を明確化した通知を令和2年度中に発出予定。</p>

改正水道法に基づく広域連携の推進

厚生労働省

基本方針 (改正水道法第5条の2)

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

<都道府県・水道事業者等への支援>

計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援
広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

都道府県

都道府県水道ビジョン

50～100年先を視野に入れた将来(当面10年程度)の水道の理想像を設定。
その実現に向けて、圏域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示。

広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンに移行可能

相反可能

広域化の記載内容を活用しつつ、充実させることにより策定可能

水道広域化推進プラン

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的な効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的な取組の内容やスケジュール等を記載。

都道府県に対して令和4年度末までの策定を要請。

基本方針に基づき策定

都道府県の責務 (改正水道法第2条の2)

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

水道基盤強化計画 (改正水道法第5条の3)

水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画

水道事業者等との広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、計画区域内に連携等推進対象区域を設定し、広域連携を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。

連携等推進対象区域

- ・構成自治体(A市・B市)
- ・連携内容(水道事業の統合等)
- ・施設整備内容(連絡管整備事業)

計画区域

連携等推進対象区域

- ・構成自治体(C市・D市)
- ・連携内容(管理システムの統合等)
- ・施設整備内容(システム整備事業)

連携等推進対象区域

- ・構成自治体(X市・Y市)
- ・連携内容(浄水場の共同設置等)
- ・施設整備内容(浄水場整備事業)

広域的連携等推進協議会 (改正水道法第5条の4)

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

(構成員)

- ・都道府県
- ・市町村
- ・水道事業者
- ・水道用水供給事業者
- ・学識経験者、その他都道府県が認める者

意見

水道事業者等

水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進

- ・施設の適切な維持管理
- ・水道施設の計画的な更新
- ・水道施設台帳の整備
- ・アセットマネジメントの実施
- ・水道事業の基盤強化に向けた取組 等
- ・収支見通しの作成及び公表

「水道広域化推進プラン」の策定取組状況について(R2.9.30時点)

令和2年度に、全都道府県の「水道広域化推進プラン」策定取組状況について、ヒアリングを実施。
既に策定済の団体が5団体(大阪府、兵庫県、広島県、香川県及び佐賀県)、その他の団体においても、令和4年度までの策定に向けて取り組みを進めており、その進捗状況は下記のとおり。

各団体の進捗状況 策定済の5団体を除く (凡例) :完了、 :策定中、空欄:未着手

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
1	北海道			
2	青森県			
3	岩手県			
4	宮城県			
5	秋田県			
6	山形県			
7	福島県			
8	茨城県			
9	栃木県			
10	群馬県			
11	埼玉県			
12	千葉県			
13	東京都			
14	神奈川県			
15	新潟県			
16	富山県			
17	石川県			
18	福井県			
19	山梨県			
20	長野県			
21	岐阜県			
22	静岡県			

都道府県番号	都道府県名	進捗状況		
		A 現状把握	B 将来見通し	C 広域化シミュレーション
23	愛知県			
24	三重県			
25	滋賀県			
26	京都府			
29	奈良県			
30	和歌山県			
31	鳥取県			
32	島根県			
33	岡山県			
35	山口県			
36	徳島県			
38	愛媛県			
39	高知県			
40	福岡県			
42	長崎県			
43	熊本県			
44	大分県			
45	宮崎県			
46	鹿児島県			
47	沖縄県			
(完了)計		4	4	1
(策定中)計		35	29	17

「水道広域化推進プラン」の策定について(平成31年1月25日付通知)において、具体的な記載事項として、「現状把握」、「将来見通し」、「広域化シミュレーション」等を示していることから、この3項目の進捗状況を記載している。

進捗状況は都道府県からの回答を記載しており、3項目全てが完了()となっている場合でも、シミュレーション結果の精緻化や今後の推進方針等の検討が必要であることから、水道広域化推進プランの策定完了を示しているものではない。また、進捗が未着手となっているものにおいても、内部的な検討・調整を始めている場合がある。

水道広域化の更なる推進について

水道広域化の更なる推進に係る留意事項

【水道広域化推進プラン策定に係る体制等】

都道府県の市町村財政担当課・水道行政担当課・企業局など、関係部局の連携体制の構築
関係市町村の水道担当部局や企画・財政担当部局と連携し、意向調査、情報共有や意見交換の実施
住民への積極的周知や市町村議会等への説明機会の充実

【水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項】

委託等を行う場合における必要な経費の予算計上、関係部局や関係市町村等が策定された素案の内容を検討できるようなスケジュールの設定
プラン策定とあわせて、水道施設台帳の整備やアセットマネジメントの高度化
施設の共同設置・共同利用にかかるシミュレーションについて、地図等を活用し、施設の立地場所や更新時期等の情報を参考に、地域の実情を踏まえた検討を実施
システム標準化・共同化を含むデジタル化推進についての検討や、必要に応じてPPP/PFIをはじめとする官民連携手法の活用検討を実施

水道広域化推進プラン策定取組例

【連携体制の構築等】

水道広域化推進室を設立したほか、実務者に加え、学識経験者や専門職からなるプラン策定検討会を定期的に開催。(北海道)

広域連携の議論を行うため、県と事業者からなる協議会を新たに設立。「水道情報の共有」と、「人材の確保、育成」の部会を設け、議論の結果をプランに反映。(長野県)

【意向調査・個別ヒアリング等】

市町村に対するアンケート調査を行い、具体的な要望の多い広域連携手法について、詳細なシミュレーションを実施。(北海道)

【現状と将来見通し】

業務委託の状況(水質検査、施設運転管理、保守業務等27項目の業務形態、委託先、年間委託予算等)を詳細に調査。(岐阜県)

広域的な観点から県内水道施設の配置を検討するため、県内水道地図を作成。(滋賀県)

県が広域化の方法やシミュレーション等を含む県域水道一体化に向けた方向性とスケジュールを検討しており、平成30年度に策定した新県域水道ビジョンとあわせてプランとする予定。(奈良県)

県の水道行政担当課と市町村担当課が連携し、各事業体のアセットマネジメントの高度化や、経営戦略の質の向上のため、伴走型支援を積極的に実施。(兵庫県)

【水道料金等シミュレーション】

広域連携を行った場合のコスト縮減額について試算を行い、単独経営を維持した場合と比較して、各市町において、今後の水道料金の上昇がどの程度抑制されるか、シミュレーションを実施。(広島県ほか)

【施設共同化等シミュレーション】

○ 現状推移モデルと一水道モデルを設定し、費用や更新事業費等の財政効果額を算出。その他、具体的取組みとして、浄水場の共同化に着手。(大阪府)

広域圏の基幹施設ごとに、共同化を行った場合の費用対効果のシミュレーションを実施。(佐賀県)

【システム共同化等シミュレーション】

○ 広域圏ごとに、管路マッピングシステム導入による費用対効果を算出。(佐賀県)



協議会の様子(長野県)



施設整備計画図(香川県)
香川県水道広域化基本計画(平成29年8月)

新たなコンセッション制度の運用のための関連規定・ガイドライン等の策定

改正水道法の施行(令和元年10月)に合わせ、新たなコンセッション制度の運用のための関連規定を整備するとともに、許可審査についての基本的な考え方や留意事項等を定めたガイドライン、水道事業者等が事前に検討すべき事項や導入・実施の際の手順を実務的に解説する手引きを策定。

改正水道法

(令和元年10月施行)

水道施設運営権の設定の許可
(第24条の4)
許可の申請(第24条の5)
許可基準(第24条の6)
その他関連事項
(第24条の7～第24条の13)
に関する規定を新設

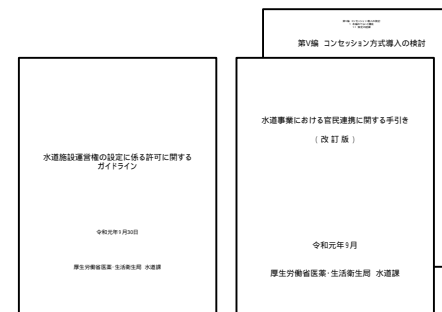
省令委任
事項

水道法施行規則

(令和元年9月改正)

許可の申請に係る提出書類
(第17条の9)
実施計画書の記載内容
(第17条の10)
許可基準の技術的細目
(第17条の11)
等に関する規定を整備

制度運用の詳細



導入検討のための参考資料

水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン

(令和元年9月策定)

許可の基準や許可の際の留意事項
許可申請時の提出書類や実施計画書等の記載内容
等を項目ごとに解説し、厚生労働大臣が許可審査を行う際の基本的な考え方を示す

水道事業における官民連携に関する手引き

(令和元年9月改訂)

水道事業において想定される官民連携手法について、各手法の特徴や、導入に当たって検討すべき事項等を実務的に解説。
第V編としてコンセッション方式導入の際の事前検討事項や実施手順についての解説を新たに加える等の改訂を実施。

- 都道府県・水道事業者等に通知するとともに、官民連携協議会等を活用して周知・説明
- これらに則り、新たな制度を適切に運用することで事業の安定性、安全性、持続性を確保

水道分野における官民連携推進協議会

我が国の水道分野(水道事業及び工業用水道事業)が抱える様々な課題に対して、コンセッション方式を含む官民連携の推進や広域化など多様な形態による運営基盤の強化を推進することが不可欠である。そのため、厚生労働省と経済産業省が連携し、官民連携に一層取り組みやすい環境を整え、水道事業者等と民間事業者との連携(マッチング)を促進することを目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地において開催している。

令和元年度の実施内容例

先進事例及び国の取組の発表

- ・水道事業者及び民間事業者の取組発表(例)
 - 水道施設運営権制度を活用した「PFI 管路更新事業」等の導入検討について(水道事業者)
 - 箱根地区水道事業包括委託について(水道事業者)
 - 小諸市水道事業における水みらい小諸の取組について(民間事業者)
- ・厚生労働省、経済産業省の取組発表

グループディスカッション

水道事業者は事業が有する課題、民間事業者は各自が有する水道に関する技術・事業内容を発表し、ディスカッションする。

フリーマッチング

民間事業者が、それぞれ希望する水道事業者と自由に意見交換を行う。

開催実績

年度	開催実績
平成22年度	3回
平成23年度	3回
平成24年度	5回
平成25年度	4回
平成26年度	4回
平成27年度	4回
平成28年度	4回
平成29年度	4回
平成30年度	4回
令和元年度	神奈川(9月)、大阪(11月)、福岡(12月)、長野(2月)

令和元年度参加実績

- (第1回:12水道事業者、36民間事業者、83人)
- (第2回:20水道事業者、37民間事業者、110人)
- (第3回:10水道事業者、35民間事業者、89人)
- (第4回:9水道事業者、40民間事業者、91人)



グループディスカッション



■ :既開催都道府県

コンセッション方式の導入に先導的に取り組む水道事業者等に対する支援

宮城県

< 事業概要 >

上工下水一体の「みやぎ型管理運営方式」として、浄水場や処理場の運転管理、薬品・資材等の調達、設備の修繕・更新工事等を業務内容としたコンセッション事業

事業期間は20年間

上水道(水道用水供給事業)の供給対象は25市町村(右図の赤枠内)
上工下水9事業合計で、20年間で約247億円(7.4%)のコスト削減効果見込み(水道用水供給事業で約152億円(9.1%)の見込み)

< 進捗状況 >

令和元年12月 県議会で実施方針条例案が可決、
実施方針を策定・公表(上水道分野では初)

令和2年3月 募集要項等を公表

令和2年6月～12月 競争的対話を実施

< 今後のスケジュール >

令和3年3月 優先交渉権者の選定

令和3年6月又は9月 県議会に運営権設定を提案

令和3年7月又は10月 厚生労働大臣への許可申請

許可取得後 運営権設定、実施契約締結

令和4年4月 事業開始

(上記は現時点の予定であり、今後、変更される可能性がある)

< 事業対象エリア >



< 業務範囲 >

県が事業全体を総合マネジメント

民間事業者の業務

事業期間20年間



設備の点検



流量・水圧等の監視
(24時間・365日)



水処理工程における
水質のチェック

オペレーション(運転)のみ



修繕・更新工事

設備

県の業務



水道法に基づく
水質検査



管路等
維持管理・更新工事

大阪市

< 事業概要 >

管路更新業務全般を業務内容としたコンセッション事業
事業期間は16年間

約1,800km以上の配水管更新を想定
事業効果として、耐震管路網の早期構築、広域的な水道事業の
基盤強化、事業費総額の縮減(約10.5%の見込み)を想定

< 進捗状況 >

令和2年3月 市議会で実施方針条例案が可決

令和2年4月 実施方針を策定・公表

令和2年10月 募集要項等を公表

< 今後のスケジュール >

令和3年1月～3月 競争的対話等の実施

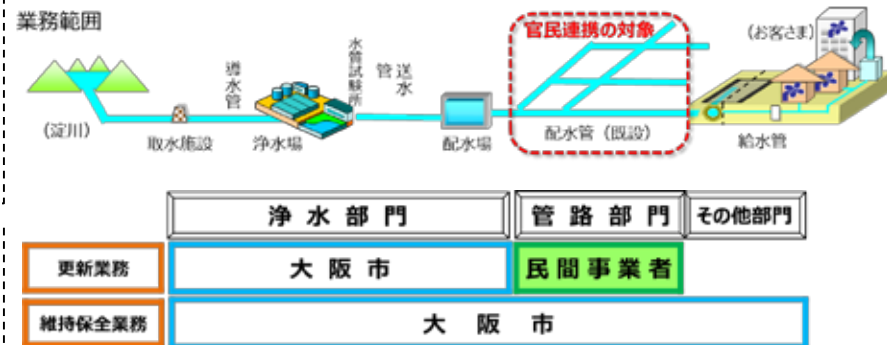
令和3年6月目途 優先交渉権者の選定

令和3年9月～10月目途 運営権設定に関する議決

以降、厚生労働大臣への許可申請、実施契約締結 等

令和4年4月 事業開始

(上記は現時点の予定であり、今後、変更される可能性がある)



民間事業者：管路更新業務全般（施工計画の策定から設計、発注、施工、
施工監理まで）

大阪市：管路更新以外の施設更新、維持保全（管路含む）等

(大阪市資料より)

○ 厚生労働省として、これらのコンセッション方式の導入に先導的に取り組む水道事業者等を支援するとともに、「水道分野における官民連携推進協議会」等において、事例の紹介などを実施し、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を促進していく。

水道事業に関する補助金等におけるPPP / PFI導入検討の要件化

水道施設整備費補助金

【概要】水道事業又は水道用水供給事業を営む地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

【交付対象】水道事業者、水道用水供給事業者、簡易水道事業者 【補助率】1 / 3, 1 / 2等

水道施設整備事業の評価

水道施設整備事業の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択前の事業に対する事前評価等を実施することにより、水道施設整備事業の適切な実施に資する。

《評価の実施体制と手順》

水道施設整備事業者は、評価にあたり、原則として、学識経験者等の第三者から意見を聴取する
水道施設整備事業者は第三者からの意見を踏まえて評価の内容を取りまとめ厚生労働省に報告
厚生労働省は、評価の内容を確認し、対象事業の必要性、効率性または有効性等の観点から国庫補助の採択の可否、継続の必要性を判断するとともに、評価結果として公表する

《評価の内容》

事業の概要
事業を巡る社会情勢等
事業の進捗状況（再評価のみ）
新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性
費用対効果分析
対応方針

対応
方針

代替案立案の可能性を評価するにあたり、PPP/PFI導入も含め評価するよう、令和2年度中に通知する。

生活基盤施設耐震化等交付金

【概要】都道府県が取りまとめた水道施設の耐震化等に関する事業計画（生活基盤耐震化等事業計画）に基づく施設整備に対して支援を行う。

【交付対象】都道府県 【補助率】1 / 3, 1 / 4等

生活基盤耐震化等事業計画の評価

都道府県は、この交付金の交付を受けるに当たり、以下検証の結果を添付した生活基盤施設耐震化等計画を提出する。

目標の妥当性
生活基盤施設耐震化等事業計画の効果及び効率性
生活基盤施設耐震化等事業計画の実現可能性

対応
方針

効率性を検証するにあたり、PPP/PFI導入も含め検証するよう、令和2年度中に通知する。